高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成26年７月９日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工 事 の 区 間	工事の種類	工事完了の日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	茨城県稲敷市月出里から茨城県稲敷市沼田まで	新設工事	平成26年７月10日

住宅型式性能認定に関する公示

一般財団法人建材試験センター公示第品型29号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第１項の規定により住宅型式性能認定を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年７月９日

一般財団法人建材試験センター
理事長　長田　直俊

平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅

（認定年月日：平成26年３月28日）

株式会社コア（愛知県名古屋市名東区名東本通３―42）

省エネルギー対策等級―等級４

T170404Aa160001a　T170404Aa160002a

T170404Aa160003a　T170404Aa160004a

（認定年月日：平成26年３月31日）

フクビ化学工業株式会社（福井県坂井郡坂井町定旨１字１番地）

省エネルギー対策等級―等級４

T170404Aa161003a　T170404Aa161004a

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　沖縄弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　岡田　弘隆
　登録番号　14232
　事 務 所　沖縄県糸満市潮平１
　　岡田法律事務所
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年６月17日

平成26年６月24日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　埼玉弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　浅香　　健
　登録番号　29747
　事 務 所　埼玉県さいたま市緑区道祖土３―17―23
　　浅香経営法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年６月18日

平成26年６月24日　　日本弁護士連合会

公 示 送 達

杉山則子氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成26年７月９日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成26年綱第938号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成26年７月９日　　日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定公告

香川県弁護士会が同会所属弁護士　佐藤　利男会員（登録番号34929）に対してなした懲戒処分（戒告・平成25年２月20日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成25年10月24日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成26年５月21日、東京高等裁判所において原告の請求を一部却下・一部棄却する旨の判決がなされ、同判決は同年６月10日に確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成26年７月９日　　日本弁護士連合会

特別会員規則（規則第二十六号）中一部改正公告

特別会員規則（規則第二十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年六月十九日　　日本弁護士連合会

特別会員規則（規則第二十六号）中一部改正

特別会員規則（規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

２　沖縄弁護士名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によって、調製することができる。

第六条第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

附　則

第五条第二項（新設）及び第六条第一項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正公告

弁護士記章規則（規則第三十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年六月十九日　　日本弁護士連合会

弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正

弁護士記章規則（規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第九条第三項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に改める。

第十条第一項及び第十三条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

附　則

第八条第一項、第九条第三項、第十条第一項及び第十三条第二項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正公告

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年六月十九日　　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第十条第三項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に改める。

第十一条第一項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第十四条第二項中「記載する」を「を記載し、又は記録する」に改める。

附　則

第九条第一項、第十条第三項、第十一条第一項及び第十四条第二項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。